

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監7の第22号

監査の対象：令和7年度監査委員監査 福祉局所管の工事及び業務委託の施行に関する事務

所管所属：福祉局

通知日：令和7年12月17日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>施工中の安全管理について改善を求めたもの</p> <p>抽出した工事・修繕の安全管理状況を確認したところ、次の不備が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高さ2メートル以上の高所作業において、安全帯を使用させる等の墜落防止措置を実施せずに作業している工事写真が確認された。 石綿含有とみなした建材の切断等の作業時に防じんマスクなどの保護具を着用していない工事写真が確認された。 <p>【指摘事項】 福祉局は、労働安全衛生法、その他関係法令等に基づいて安全に作業を実施しているか確認するため、監督検査マニュアルに確認項目を追加するなど、工事中の安全管理を確認する仕組みを構築し、適切に受注者に指導するよう努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年8月8日に実施した管財事務担当者向け施設管理説明会で、監査で検出された課題事項を踏まえて、工事中の安全管理に留意するように周知徹底した上で、「契約事務取扱いマニュアル【工事・施設修繕監督・検査職員事務取扱い編】」に、工事監督が実施する工事状況の確認事項に工事中の安全管理等を追記する改訂を行い、令和7年9月30日に関係職員へ周知した。 設計依頼書の回答時など事前に監督職員から受注者に指示する事項を記載した施工時の「注意事項」を設計担当者から監督職員に書面で伝えることで、監督職員から受注者へ施工写真等の記録が適切に残るよう指示して、工事中の安全管理等を確認する仕組みを構築し、適切に受注者に指導を行っていく。(令和7年10月9日運用開始) 	措置済	令和7年10月9日
2	<p>設計図書の作成について改善を求めたもの</p> <p>抽出した工事・修繕及び業務委託の設計図書を確認したところ、次の不備が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法における建設工事の請負契約とみなされる業務委託契約において、施工計画書や試験成績書など施工管理、品質管理に必要な書類が設計図書に明示されていなかった。 建築物等の解体・改修の作業を行う際、受注者に義務付けられている石綿含有の有無の調査の実施内容について、設計図書に適切に明示されていなかった。 <p>【指摘事項】 1. 福祉局は、設計図書の重要性と設計図書に明示する特記事項等について、関係職員に研修を実施するなどして周知徹底されたい。 2. 福祉局は、設計図書の不備をチェックする際の項目を定めるとともに、複数名で確認する仕組みを構築されたい。</p>	<p>【1】 ・設計図書の重要性と設計図書に明示する特記事項等について、令和7年10月1日に設計を担当する関係職員間で共有した。今後も特記事項等の変更が必要になった際には、関係職員間で情報共有を行っていく。</p> <p>【2】 ・設計図書の作成にあたりチェックすべき内容を記載した「確認項目リスト」を新たに定め、その活用について、「弘済院における契約の実施方法」に追記する改訂を行うなど、特記仕様書等の添付漏れがないか等を複数名で確認する仕組みを構築し、令和7年10月6日に関係職員に周知した。</p>	措置済	令和7年10月6日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>監督業務における書面協議について改善を求めたもの</p> <p>抽出した工事・修繕及び業務委託の指示等の協議関係書類を確認したところ、次の不備が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者との仕様変更に関する協議（通知・承諾）が書面により適切に実施されていない。 ・受注者からの業務責任者の氏名や業務完了の通知を書面で受領していない。 <p>【指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉局は、定期的に研修を行うなど、関係職員に書面協議の重要性を理解させるとともに、受注者との書面協議が適切に行われるよう周知徹底されたい。 2. 福祉局は、受注者との書面協議が確実にされるよう複数名で確認する仕組みを構築されたい。 	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・修繕契約において、令和7年8月8日に実施した管財事務担当者向け施設管理説明会にて、監査で検出された課題事項を踏まえて、書面協議の重要性等について周知徹底した上で、「契約事務取扱いマニュアル【工事・施設修繕監督・検査職員事務取扱い編】」に受注者への指示や協議等は書面で行うことを記載する等の改訂を行い、令和7年9月30日に周知した。 ・業務委託契約において、「福祉局における契約の実施方法」及び「弘済院における契約の実施方法」に契約管財局作成のガイドライン等に沿って、協議は書面で行うこと等、書面協議の重要性等について追記する改訂を行い、令和7年10月6日及び7日に周知した。 <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・修繕契約において、設計依頼書の回答時などに監督職員に事前に送付する「検査前チェックシート」を活用して、書面協議や提出書類の漏れがないか等を監督職員がチェックすることで複数名で確認する仕組みを構築した。（令和7年10月9日運用開始） ・業務委託契約において、「業務委託契約用チェックリスト」を作成して、書面協議が確実にされるよう、複数名で確認する仕組みを構築した。 	措置済	令和7年10月9日
4	<p>監督業務における履行確認について改善を求めたもの</p> <p>抽出した工事・修繕及び業務委託の関係書類の提出状況を確認したところ、次の不備が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書が提出されていない。 ・試験成績書が提出されていない。 ・産業廃棄物処理計画や使用材料の品質が確認できる書類が不足していた。 ・仕様書で求める試料採取時の保護具の着用状況等の写真が提出されていない。 <p>【指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉局は、監督業務における提出書類を確認するチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築されたい。 2. 福祉局は、定期的な研修等により提出を求める書類の重要性について、監督職員に周知徹底されたい。 	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・修繕契約において、設計依頼書の回答時など事前に、工事の施工に必要な書類を示した「検査前チェックシート」と、施工時の「注意事項」を設計担当者から監督職員へ送付して伝え、提出書類の漏れがないか等を監督職員がチェックすることで、複数名で確認する仕組みを構築し、令和7年10月9日に周知した。 ・業務委託契約において、「業務委託契約用チェックリスト」を作成して、提出書類の漏れがないか等を複数名で確認する仕組みを構築し、令和7年10月7日に周知した。 <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・修繕契約において、令和7年8月8日に実施した管財事務担当者向け施設管理説明会で、監査で検出された課題事項を踏まえて、提出を求める書類の重要性等について、関係職員に周知徹底した。 ・業務委託において、提出を求める書類の重要性等については、「福祉局における契約の実施方法」及び「弘済院における契約の実施方法」に追記し、周知した。 ・今後も工事・修繕契約及び業務委託における提出を求める書類の重要性等については、毎年度実施する管財事務担当者向け施設管理説明会等を活用して、チェックシートの活用等と併せて周知徹底を行っていく。 	措置済	令和7年10月9日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	<p>完成・完了検査について改善を求めたもの</p> <p>抽出した工事・修繕及び業務委託の検査実施状況を確認したところ、前記4で記載した現状のとおり、不備があるにもかかわらず、適切な手直し指示が行われていなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 福祉局は、検査で確認するチェックリストを作成するなど検査時に確認する項目を定め、研修等により関係職員に周知徹底されたい。</p> <p>2. 福祉局は、検査の重要性について定期的な研修等により関係職員に周知徹底し、適正な検査を実施する仕組みを構築されたい。</p>	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・修繕契約において、検査時に確認する項目を定めた「完成検査チェックシート」を作成し、令和7年8月8日に実施した管財事務担当者向け施設管理説明会にて周知徹底し、令和7年9月30日のマニュアル改訂通知時に送付した。 ・業務委託において、検査時に確認する項目を定めた「業務委託契約用チェックリスト」を作成し、令和7年10月7日に関係職員に周知した。 <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・修繕契約及び業務委託における検査の重要性等については、毎年度実施する管財事務担当者向け施設管理説明会等を活用して、チェックシートの活用等と併せて周知徹底していくことで、適正な検査を実施する仕組みを構築した。 	措置済	令和7年10月7日